

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日及び同社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

昭和40年4月1日にA社に入社し、本社で新人教育を受けた後、同年7月21日に同社C営業所に異動となったが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、事業所及び申立人の異動に関する具体的な供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月21日に同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和46年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月21日から同年7月17日まで

私は、昭和44年から平成10年までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社D工場から同社C工場に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年6月21日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、誤った届出を行ったこと、及び保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和33年10月1日、資格喪失日は34年1月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から34年1月1日まで

私は、申立期間頃、C市D町にあったE事業所で勤務していた。入退社時期や勤務期間は、はっきり記憶していないが、同事業所には、正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者となっていない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するE事業所は、オンライン記録によると、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できるところ、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名であり、生年月日が同じである被保険者記録(昭和33年10月1日に資格取得、34年1月1日資格喪失)が確認でき、当該記録は基礎年金番号に未統合の記録となっている。

また、申立期間当時、A社B営業所において厚生年金保険の被保険者であった者は、「当時、C市D町にあったE事業所で勤務していた。」と供述しているところ、申立人の同事業所における勤務状況に関する主張内容は、当該被保険者であった者の供述内容と、ほぼ一致する。

これらを総合的に判断すると、上記基礎年金番号に未統合のA社B営業所における厚生年金保険被保険者記録は、申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和33年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月26日から同年6月1日まで

A社からB社C営業所（現在は、D社C支店）に転勤した際の厚生年金保険の被保険者記録に1か月の欠落が生じている。

申立期間においても継続して勤務しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社C営業所における複数の同僚並びにD社E本社の現在の事務担当者の供述から判断すると、申立人は、A社及び当時関連会社であったB社C営業所に継続して勤務し（昭和43年6月1日にA社からB社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主の連絡先は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 53 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 53 年 1 月まで

私の年金記録では任意加入被保険者としての資格取得日が昭和 53 年 * 月 * 日となっているが、私が所持する年金手帳には、被保険者となった日が 52 年 * 月 * 日と記載され任意加入となっており、国の記録と年金手帳の記載が相違している。私は、30 年ぐらいは国民年金に加入していた方がいいという話を聞いていたので、30 歳になる誕生月(昭和 52 年 * 月)に A 町役場において国民年金の任意加入の手続を行ったはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、30 年ぐらいは国民年金に加入していた方がいいという話を聞いていたので、30 歳になる昭和 52 年 * 月に国民年金の任意加入の手続を行ったはずだ。」と主張し、被保険者となった日が昭和 52 年 * 月 * 日、被保険者の種別が任意加入である旨の記載が確認できる年金手帳を提示しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿における同記号番号の前後の払出し状況からみて、53 年 * 月に払い出されたと推認できることから、申立人はこの頃に国民年金の任意加入手続を行ったものと考えられる。したがって、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間であると考えられる。

また、申立人の所持する年金手帳において、被保険者となった日が昭和 52 年 * 月 * 日と記載されていることについては、前述のとおり、申立人は 53 年 * 月に国民年金の任意加入手続を行ったと推認される上、加入手続の時に提出する資格取得届を基に作成される A 町の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及び国民年金受付処理簿における申立人の任意加入被保険者としての資格取

得日は、53年*月*日でいずれも一致していることなどから判断すると、本来53年*月*日と記入されなければならないところ、52年*月*日と誤記されたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から7年11月1日まで

私は、A社に正社員として入社する際、すぐに厚生年金保険に加入することを当時の事業主と約束していたが、実際は2年以上経過した後に同保険に加入した記録になっている。最近見付けた給与明細書には厚生年金保険料額が記載されていないが、実際は給与から保険料が控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社の現在の事業主の供述から、申立人が申立期間において、同社で勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間に係る平成5年8月から7年12月までの各月の給与明細書（申立人から提出されていない平成5年12月から6年2月までの分を除く。）に厚生年金保険料が記載されていないことについて、申立人は、「給与明細書には記載されていないが、実際は給与から保険料が控除されていた。」と主張しているところ、前述の事業主は、「申立期間当時、申立人には現金で給与を支給し、同時に給与明細書も渡していたので、給与明細書に記載せずに給与から保険料を控除することはあり得ない。申立人の給与明細書に保険料の記載が無いのであれば、保険料を控除していないことは間違いない。」と供述している。

また、A社の二人の同僚は、「同社では、社会保険に加入するか否か自由に選ぶことができた。」「本人の希望の有無により加入させる取扱いであった。」とそれぞれ供述している上、事業主が、「当時、厚生年金保険への加入については、従業員の意思で決めていた。申立人も当初は加入を希望していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 21 日から 18 年 5 月 1 日まで
② 平成 20 年 12 月 15 日から 21 年 1 月 28 日まで
申立期間①について、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。
申立期間②について、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。
両申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、A社の回答並びに同社から提出された申立人に係る労働条件通知書、退職届、社員情報登録及び賃金台帳により、申立人が申立期間のうち、平成 17 年 12 月 21 日から 18 年 2 月 10 日までの期間において、同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「2か月以内の期間を定めて使用する場合は、厚生年金保険の適用除外であり、申立人との雇用契約期間は2か月であったため、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行っていない。」と回答しているところ、前述の労働条件通知書から、申立人が平成 17 年 12 月 21 日から 18 年 2 月 20 日までの期間を契約期間として同社に雇入れされていること、及び社会保険の加入状況欄には、「雇用保険」とのみ記載されていることが確認できる。

また、A社は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているところ、前述の賃金台帳によると、当該期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、B社の回答並びに同社から提出された申立人に係る雇用契約書及び賃金台帳により、申立人が申立期間において同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「申立人との雇用契約期間は2か月であり、厚生年金保険被保険者の適用除外となるため、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行っていない。」と回答しているところ、前述の雇用契約書から、申立人が平成20年12月15日から21年2月14日までの期間を契約期間として同社に雇入れされていることが確認できる。

また、B社は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているところ、前述の賃金台帳によると、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。